

家庭的保育

もっと知りたい!

2014年改訂版

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会

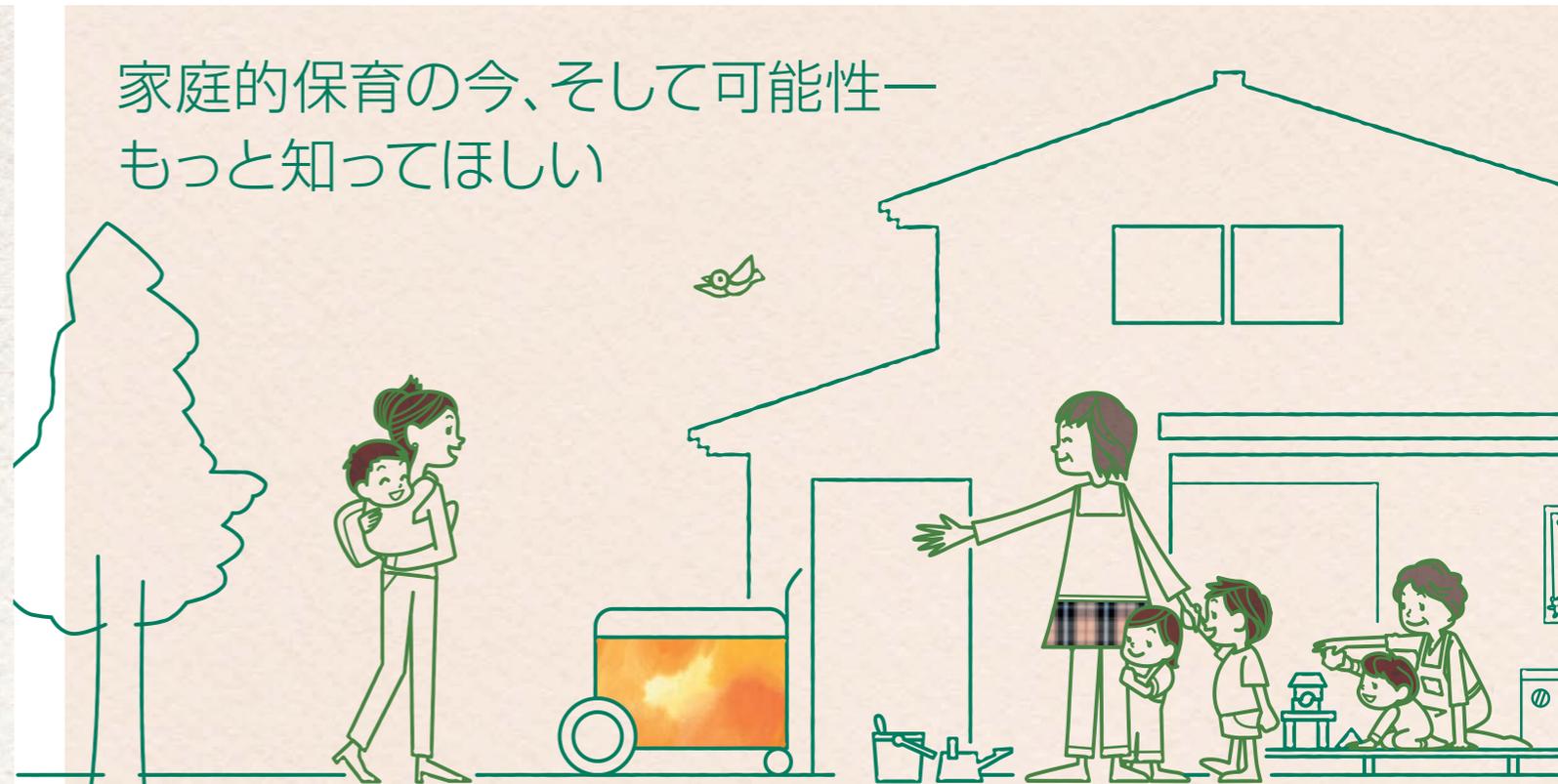
どんな人が
保育するの?

どんな保育を
するの?

どんな環境で
保育するの?

外遊びは
するの?

安全が確保
された保育
なの?



家庭的保育の今、そして可能性— もっと知ってほしい

家庭的保育は保育者の居宅、その他の場所で行われる、小規模の異年齢保育です。2010年より児童福祉法に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担ってきました。

2015年度よりスタートする子ども・子育て支援新制度では、新たに創設される「地域型保育給付」の対象となる地域型保育事業の一つとして、地域に密着した小規模な保育を担うことになりました。

これを機に、さらに家庭的保育が広がり、家庭的保育を実施する地方自治体、家庭的保育者、家庭的保育を利用する家庭が増えることが期待されています。家庭的保育は、保育所の待機児童対策や人口減少地域での保育需要に応えるものとしてとらえられていますが、そればかりではなく、子ども1人ひとりにきめ細やかに対応する家庭的保育がどの地域でも利用できることを願っています。

本小冊子は、家庭的保育の実際の姿を視覚的に紹介することにより、家庭的保育の魅力や安全への取組を知っていただくことを目的に作成したものです。扉を開いて、一歩足を踏み入れていただくと、多くの方が想像されている保育とはひと味違う家庭的保育の姿を感じとっていただけるのではないかと思います。

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会
家庭的保育普及啓発委員会



こんなところが 家庭的保育のいいところ



家庭的な環境での異年齢保育

安全に十分配慮された専用の保育室で、異年齢の子どもがきょうだいのような関係を体験しながら、一緒に育ちます。



小人数を対象とするきめ細やかな保育

子どもの数が少ないので、一人ひとりの発達の状況、興味や関心、体質・体調などにきめ細やかに対応します。一人ひとりの子どもの24時間の生活を考え、子どもの生活リズムを尊重します。



いつも同じ保育者が対応します

子どもとの愛着関係が形成されやすく、日々の送迎時の情報交換により保護者とも緊密な信頼関係を築きます。



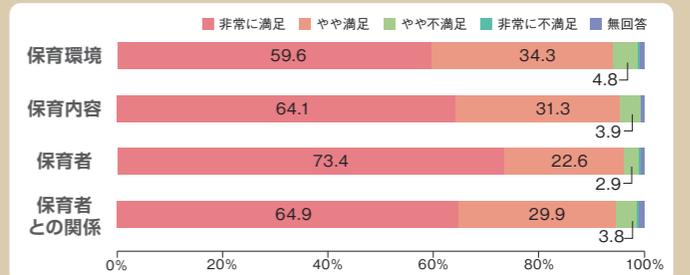
地域に密着した保育

地域の方たちに見守られながら行う保育です。公園などへ外遊びに出かけていき、地域のさまざまな年代の方と交流しています。また、公園で出会う親子の相談にのるなど、家庭的保育者は地域の子育て支援にも一役買っています。



利用者の満足度の高い家庭的保育

家庭的保育の利用者の中には、「利用することになるまで、家庭的保育のことは全く知らなかった」、「保育所を希望していたが入れなかったので、家庭的保育を利用している」という方が多くいます。しかし、利用の満足度を尋ねてみると、とても満足度が高いのです。



家庭的保育、居宅訪問型保育等 多様な保育を必要とする利用者の意識とニーズに関する調査研究 (こども未来財団、2013年)

Q&A

家庭的保育のいいところ

Q. どのような保育ですか？

児童福祉法に基づき、市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が行う公的な保育です。保育所と同じように、毎日行われる保育です。子ども・子育て支援法による「地域型保育給付」の対象事業です。

Q. 何歳まで利用できますか？

産休明けから3歳未満の低年齢の子どもを対象とする保育です*。3歳になって初めての3月31日まで利用できます。

Q. どんな人が利用できますか？

保護者が働いているなどの理由で、日中保育を必要とする子どもが対象です。保育の必要性の認定を受け、「3号認定」の子どもが対象となります。

Q. どんな人が保育するのですか？

家庭的保育者が行います。資格は、保育士を基本とし、市町村長が実施する基礎研修の受講が義務づけられています。保育士資格を保有していない場合は、講義と保育実習による認定研修を修了し、保育士と同等以上の知識や技術を持っていると市町村長に認められることが必要です。

Q. どんな場所で保育をするのですか？

家庭的保育者の居宅やその他の場所に整備された専用の保育室です。保育室は子どもの人数に応じた広さや設備が最低基準で定められています。屋外遊びも近隣の公園などを活用して行われています。

Q. 家庭的保育はどこ市町村にもありますか？

2013年度には、120市町村で行われています。お住まいの地域の実施状況は、市町村の保育課など、保育の担当課にお問合せください。

Q. 家庭的保育はどういう人が運営していますか？

個人事業主の家庭的保育者が運営する保育室と、保育所を運営する法人が運営する保育室、NPO法人等が運営する保育室などがあります。

Q. 定員は何名ですか？

1人の家庭的保育者が子ども3人まで保育することができます。家庭的保育補助者とともに保育する場合は、子ども5人までです**。

Q. 保育料はいくらですか？

市町村により異なりますが、保護者の所得に応じた支払が基本で、保育所とは同じ料金です(2015年度より)。



* 家庭的保育事業は市町村により、基準や規則が少しずつ異なります。詳しくはお住まいの市町村の保育課など、保育の担当課にお問合せください。
** 複数の家庭的保育者が同じ場所を利用して行う保育は、2015年度から小規模保育C型(子ども数6~10人)になります。

ゆるやかなデイリープログラムに基づいて行われる保育

いただきます!



みんなで一緒に食べると食事が楽しくなります。

昼食



毎日散歩をしたり、庭、公園などで外遊びをします。

外遊び



友達や保育者と遊んだり、おもちゃで遊んだり、一人ひとりが好きな遊びをします。

自由遊び

いってらっしゃい!



受け入れ

毎朝、子どもの健康状態と昨日からの様子を確認します。

手洗い・うがい

トイレ・おむつ替え(随時)

おやつ・水分補給



ひとりできるもん

地域のさまざまな場所で、 いろいろな人とふれあいながら行われる保育



午睡

子どもたちが寝ている間も定期的に呼吸確認(SIDSへの対応や窒息防止)を行います。
※SIDS:乳幼児突然死症候群



おやつ

補食として、必要なエネルギーと栄養素を組合せたおやつを提供します。

まだまだあそぶよ!



お迎えまでもうひと遊び。

自由遊び



お迎え

連絡帳を渡して、1日の子どもの様子を伝えます。

保育室や庭で



自然の中で



商店街で



保育室を飛び出して...

午睡準備・絵本の読み聞かせ



これはそうさんね

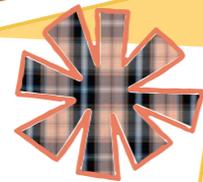
子どもたちの発達の状態、日々の体調、機嫌、興味に柔軟に対応しながら、1日を過ごします。

保育室の環境、家庭的保育者、子どもの年齢の組合せなどにより、それぞれの家庭的保育は異なりますが、子どもが安全に安心して過ごせる配慮はどの家庭的保育にも共通に行われています。

散歩の途中で



児童館で



いろいろな人と!



多様な保育内容

保育所などとの連携

保育所と家庭的保育 共に地域の子どもを守り育てる

家庭的保育と保育所などによる連携保育が広がっています。

家庭的保育は地域の保育所、幼稚園、または認定こども園を連携施設として確保し、家庭的保育を利用する子どもに集団保育を体験する機会の提供や、家庭的保育者への相談・助言などが行われます。また、家庭的保育者が休暇を取る際の代替保育が行われる場合もあります。

子どもにとっては、ふだんは家庭的保育できめ細やかな保育を受けながら、時には保育所などの連携施設の園庭でのびのびと遊び、大勢の子どもたちと集団保育経験ができる機会となります。

多くの子どもたちが家庭的保育から保育所などに移行する子どもたちです。連携施設は、この子どもたちが一定年齢に達した時の受け入れ先としての役割も期待されています。

同じ地域の子どもとして一緒に過ごす時間があることは、保育をより充実させる貴重な体験です。



安全で安心な
家庭的保育のための
支援体制・取り組み



行政による支援



家庭的保育補助者



保育所などとの連携



家庭的保育支援者



代替保育



家庭的保育の
安全ガイドライン



家庭的保育者同士の
つながり

家庭的保育のニーズを捉え 専門機関と結ぶ家庭的保育支援者

家庭的保育そのものをよく理解し、家庭的保育者の応援ができる
家庭的保育支援者が求められています。

家庭的保育の保育室には連携施設や自治体に配置された家庭的保育支援者、また、行政の担当者、保健師、看護師などが時々訪れています。多くは家庭的保育の様子を確認し、必要な助言指導を行うものですが、保育中に自由に動けない家庭的保育者にさまざまな情報や支援を届け、また家庭的保育者に替わってそのニーズを適切な専門機関につなげる役割を担うことが期待されています。

また、2015年度からは子どもたちの健康を維持・管理できるよう、嘱託医も配置されることとなります。

家庭的保育の充実のために…… 代替保育の保障

家庭的保育者の事情で休みを取るときに、子どもが慣れない場所で不安な思いで過ごすことは避けたいというのが保護者と家庭的保育者の共通の思いです。

連携保育の充実により、子どもたちが時々遊びに行きよく知っている保育所での代替保育や、あるいは登録した家庭的保育補助者が、いつもの保育室で保育をすることを認める自治体が増えてきています。

家庭的保育の安全性の向上のために 「家庭的保育の安全ガイドライン」の策定

家庭的保育は3歳未満の小さな子どもたちの尊い命を守る仕事です。そのため、常に安全面に最大限の配慮をした保育を心掛けています。

全国の家庭的保育者の安全への取組を凝縮し、すべての家庭的保育者がこのガイドラインに沿って保育を行うことを目指して、2012年度、『家庭的保育の安全ガイドライン』（独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興事業）を策定しました。『家庭的保育の安全ガイドライン』は本協議会のホームページからどなたでもダウンロードできるように提供されており、家庭的保育者の基礎研修でも広く活用されています。

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会は 家庭的保育者をつなぐ全国的な組織です

- 家庭的保育の普及・発展を通して、地域の子育て支援に資することを目的としています。
- 家庭的保育者が手を取り合い、より良い家庭的保育事業となるように努めています。
- 家庭的保育を創設・推進してきた国や自治体と協力関係を結んでいます。
- 研修などを通じて家庭的保育の質の向上を図っています。
- 公的保育の一環として家庭的保育を行う個人・団体のネットワークとして、活動しています。

年間の活動状況

- * ニュースレターの発行（年3～4回）
- * 家庭的保育者を対象とする研修、講演の開催
- * 家庭的保育の関係機関や家庭的保育に関心のある方を対象とするセミナーの開催
- * 研修講師の派遣（家庭的保育者基礎研修等）
- * 家庭的保育育児支援事業『いっしょにあそぼ!』を市町村単位で開催
- * 家庭的保育に関する図書の出版、協力
 - 「応援します 働くお母さん」 全国家庭的保育ネットワーク編 ひとなる書房（1997年）
 - 「はじめよう! 0・1・2歳児の家庭的保育」 NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会編 福村出版（2009年）※2004年度WAM子育て支援基金で作成した図書の改訂普及版。
 - 「家庭的保育の基本と実践 [改訂版]」 家庭的保育研究会編（資料等協力） 福村出版（2011年）
 - 「家庭的保育の安全ガイドライン」 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会編（独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業）（2012年）
- * NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会会員専用の団体保険では、賠償責任保険（家庭的保育者向け）と傷害保険（児童向け、家庭的保育者向け、家庭的保育補助者向け）が整えられ、適切な対応が取られるよう保障されています。



応援します
働くお母さん



はじめよう! 0・1・2歳児の
家庭的保育



家庭的保育の基本と実践
[改訂版]



家庭的保育の
安全ガイドライン

入会、その他のお問い合わせは下記まで

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会

〒210-0846 神奈川県川崎市川崎区小田5-19-1

FAX 044-573-2573 MAIL info@familyhoiku.org

Webサイト <http://www.familyhoiku.org/>

本冊子は独立行政法人福祉医療機構(子育て支援基金)による助成を得て作成したものの改訂版です。